琉球大学学術リポジトリ

韓国における特殊教育の動向　－就学前教育・保育を中心に－

メタデータ	言語:
	出版者: 琉球大学教育学部
	公開日: 2010-04-22
	キーワード (Ja): 韓国, 特殊教育,
	障害者等に関する特殊教育法
	キーワード (En):
	作成者: 金, 彦志, 韓, 昌完, 田中, 敦士, Kim, Eon-Ji, Han,
	chang-wan, Tanaka, Atsushi
	メールアドレス:
	所属:
URL	http://hdl.handle.net/20.500.12000/16548

韓国における特殊教育の動向
－就学前教育・保育を中心に－

金　彦志*・韓　昌完**・田中　敦士***

A Study of Special Education in Korea - Trends of Preschool Education and Nursing systems for Young Children with Disabilities－

Eon-ji Kim*, Chang-wan Han**, Atsushi Tanaka***

要　約

韓国では、2008 年に「障害者等に関する特殊教育法」が全面的に制定され、特殊教育に関する大きな法的整備が行われた。その内容としては、３歳未満の障害のある乳幼児の教育の無償化、満３歳から17歳までの特殊教育対象者の義務教育の権利、特殊教育支援センターの設置・運営の見直し等である。これは、小・中学教育を中心とした今までの制度から、乳幼児および障害成人のための教育支援に対する規定に変化したものであり、国家および地方自治団体の特殊教育支援についての具体的な役割も提示された。本論文では、韓国における特殊教育に関する法的背景を紹介し、2008年行われた「特殊教育実態調査」を参考に韓国特殊教育の現状を概観し、また、障害児教育・保育についての実態と課題を検討した。
キーワード：韓国　特殊教育　障害者等に関する特殊教育法

Ⅰ．はじめに

韓国における特殊教育において、国が公的に責任をもつことになったきっかけは、1977年制定された「特殊教育振興法」である。この「特殊教育振興法」は1994年全面改正され、30年を超える歴史のなか、韓国の特殊教育は量的・質的に多くの発展してきた。その後、「特殊教育振興法」は数回ほど改正を行い、2008 年には「障害者等に関する特殊教育法」と全面的に制定され、特殊教育に関する大きな法的整備が行われた。その主な内容としては、満３歳未満の障害のある乳幼児の教育の無償化、満３歳から17歳までの特殊教育対象者の義務教育の権利、特殊教育支援センターの設置・運営、特殊学級設置基準の見直し等であり、これまでの教育現場の要求や近年の特殊教育動向を反映するものである。

このように障害児に対する特殊教育は1990年代から本格的な取り組みが始まり、これらの教育機関、施設の量的拡充とともに利用する子どもも増えてきている。しかし、満３歳～17歳の学齢期障害児のうち12.5％が教育支援を受けていない状況であり（2007年12月現在）、成人障害者２百万人のうち46％に達する約93万人が小学校卒業以下の学歴となる状況（2009年１月現在）である[1)]。特に、就学前の障害児の場合、約30％の子どもだけが幼稚園と保育園等で教育を受けており[2)]、まだ障害幼児を受け入れる体制や障害児教育・保育に関する制度が整備されていないことで、障害幼児に対する教育権利が確保できていないと言える。乳幼児の障害を早期に発見し、就学前から適切な教育を支援するシステム構築を推進している

* 鹿児島国際大学
** Woosong University
*** 琉球大学

今、健常児と共に健全な社会性、情緒等の成長、発達を助長する上で障害児教育・保育に関する法的・制度的整備は重要な意味をもつ。

そこで、本論文では、韓国における特殊教育に関する法的背景を紹介し、2008年に行われた「特殊教育実態調査」を参考に韓国特殊教育の現状を概観し、また、障害児教育・保育についての実態と課題を検討することを目的とした。

Ⅱ．韓国における特殊教育関連法

韓国では、1977年に「特殊教育振興法」が制定され、1979年には施行されるようになり、特殊学校、特殊学級、その他小学校でのすべての教育が無償で提供されることになった。さらに、1988年には、ソウルでパラリンピックが開催されたことにより，障害者や特殊教育への理解・啓蒙が促進されることとなった。その後、1994年の「特殊教育振興法」の全文改正によって、教育の機会拡大や質的向上に向けた早期特殊教育、巡回教育、治療教育，校別化教育、統合教育等に関する規定の導入等が制度化された。そして，特殊教育対象者に対する小学校および中学校課程における教育を義務教育と定め、幼稚園及び高等学校課程における教育は無償教育としたのである。また、韓国の教育部（日本の文部科学省に相当）は改正振興法の実践のために、1996年「特殊教育の発展法案」をまとめて発表し、統合教育の実践や早期教育機機会の拡大、教員養成体制及び資質の改善等を提示した。その後、2005年の「特殊教育振興法」改正により、病気による長期入院治療を行っている子どもたちが特殊教育対象者として制度上初めて位置づけられた。また、治療教育に関する規定が設けられ、特殊教育機関に治療教育担当教師が配置されることとなった[3]。このように、韓国の特殊教育は1994年の「特殊教育振興法」全文改正以降、障害理解教育、通常学校における障害児のための施設・設備の拡充、障害のある幼児に対する無償教育費の支援、特殊学級の増設、IEP実施、特殊教育補助員の配置及び治療教育の強化等の重要政策を推進してきた。

しかし、改正と捕完してきた「特殊教育振興法」に対する指摘が増加したのも事実であった。これまでの法は、小・中学教育を中心とする内容が多く、乳幼児や障害成人のための教育支援に対する規定が不十分であり、また、現場の要求や近年の特殊教育動向を反映していない状況であった。さらに、地方自治団体による支援についての具体的な役割の提示が不足していることも指摘された。そこで、特殊教育政策の充実を図るため「特殊教育振興法」の全面改正を推進するようになった。

「障害者等に関する特殊教育法」[4] は、2007年４月国会を通過し、2007年５月公布され、2007年下半期施行令制定を経て、2008年５月から施行された[5]。その内容としては、満３歳未満の障害のある乳幼児の早期発見と診断及び教育の無償化、満３歳から17歳までの特殊教育対象者の義務教育の権利、特殊教育支援センターの設置、治療教育条項を消除して治療支援等を含む特殊教育関連サービスの見直し、統合教育の支援等である。幼稚園課程の障害幼児に対する教育を義務化するようになったのは、障害早期発見から早期教育を提供することで２次障害発生を予防することと親の障害理解を図ることで適切な学校に就学ができるようにするためである。また、障害幼児教育に対する国家の責務を強化し、現在義務教育で実施している小学校や中学校水準に教育レベルを進めなければならないという要求によるものである。特殊教育支援センターの設置に関しては、特殊教育支援センターを下級教育行政機関別に設置運営するように規定し、特殊教育対象者の早期発見、診断評価、特殊教育研修、教授学習活動の支援、特殊教育関連サービス支援、巡回教育等を担当するようにした。一方、統合教育においてみると、最近５年間通常学校に配置され統合教育を受けている特殊教育対象者の数は毎年増加している。通常学校に配置され統合教育を受けている児童は、2004年には全特殊教育対象者の 57.1％だったが，2005年度には 59.8％、2006年度 62.8％、2007年度 65.2％、2008年度には 67.3％で増加している[6]。このような統合教育現場での特殊教育対象者の教育権保障のため、教育課程整備、学習補助機器支援、補助的人員支援、教員の障害理解等が十分行われるように明示されている。

一方、改正された「障害者等に関する特殊教育法」には、特殊教育対象者を視覚障害、聴覚障害、

知的障害、肢体障害、情緒・行動障害、自閉症障害、言語コミュニケーション障害、学習障害、健康障害、発達遅滞に規定し、特殊教育とは、特殊教育対象者の教育的ニーズを満たすために特性に応じた教育課程及び特殊教育関連サービス（相談支援・家族支援・治療支援・補助教員支援・補助工学器機支援・学習補助器機支援・通学支援及び情報提供等）の提供を通じて行われる教育を意味していると定義している（障害者等に関する特殊教育法第２条第１項）[4]。また、この法律を基礎とし「第３次特殊教育発展計画（2008年－2012年）」が策定され、障害者の生涯を通しての期間別教育支援体系の構築、学齢期児童の統合教育の充実、特殊教育に関する支援強化が提言されている。

ところが、韓国における特殊教育の関連法は、憲法（第31条）、教育基本法（第３条学習権、第４条教育権の平等、第８条義務教育、第18条特殊教育）、幼児教育法（第15条特殊学校等）、幼児教育法施行令（第25条特殊学校の教職員）、小・中学校教育法（第２条学校の種類、第21条教員の資格、第55条特殊学校、第56条専攻科の設置、第57条特殊学級、第58条学歴の認定、第59条統合教育）、

＜表１＞　「特殊教育振興法」と「障害者等に関する特殊教育法」

内　容	特殊教育振興法	障害者等に関する特殊教育法
義務教育	小・中学校（幼稚園・高等学校は無償教育）	幼稚園・小・中・高等学校
乳幼児教育	規定なし	３歳未満障害児は無償教育へ
大学教育	規定なし	大学内に障害学生支援センター設置
生涯教育	規定なし	障害者の生涯教育支援
特殊教育支援センター	規定なし	特殊教育支援センター設置・運営
特殊学級設置基準	１－12名に一学級設置（施行令規定）	幼稚園１－４名、小・中１－６名、高校１－７名に一学級
特殊教育調査	５年おき実施	３年おき実施

＜表２＞　特殊教育関連法律

法　律	関連内容
憲法	第31条
教育基本法	第３条（学習権）第４条（教育権の平等）第８条（義務教育）第18条（特殊教育）
幼児教育法	第15条（特殊学校等）
幼児教育法施行令	第25条（特殊学校の教職員）
小・中学校教育法	第２条（学校の種類）第21条（教員の資格）第55条（特殊学校）第56条（専攻科の設置）第57条（特殊学級）第58条（学歴の認定）第59条（統合教育）
小・中学校教育法施行令	第40条（特殊学校の教職員）第43条（教科）第45条（授業日数）第57条（分教場）第58条（国公立学校運営委員会の構成）第63条（私立学校の運営委員会）
障害者等に関する特殊教育法・施行令	全体
特殊学校施設・設備基準令	全体
特殊教育担当教員及び教育専門職人事管理基準	全体
障害者差別禁止及び権利に関する法律	第２節（教育）

韓国教育科学技術部「2008特殊教育年次報告書」[6]

小・中学校教育法施行令（第40条特殊学校の教職員、第43条教科、第45条授業日数、第57条分教場、第58条国公立学校運営委員会の構成、第63条私立学校の運営委員会）、障害者等に関する特殊教育法、特殊学校施設・設備基準領、特殊教育担当教員及び教育専門職人事管理基準等があり、これらの法律の規定により行われている（表２）。

Ⅲ．韓国における特殊教育の現状

韓国における特殊教育受恵率は 2003年56％、2006年70.2％、2007年78.5％で少しずつ増加しており、障害程度において重度、重複化または多様化が最近の特徴である。特殊教育の対象者に選定されれば障害種類や程度に相応する教育や支援が必要となるが、制度の整備問題や特殊教育に対する社会全般の認識不足から適切で必要な教育支援を受けることは困難な状況であることも事実である。

2008年に韓国国立特殊教育院が実施した「2008年度特殊教育実態調査」[7]の結果をみると、特殊教育要求学生（特殊教育が必要なすべての学生）

＜表３＞　特殊教育要求学生の構成

区分	特殊教育対象学生	就学特殊教育要求学生	未就学特殊教育要求学生	特殊教育要求学生（合計）
人数	71,484 (80.27％)	6,280 (7.05％)	11,287 (12.68％)	89,051 (100.0％)

韓国国立特殊教育院「2008年特殊教育実態調査」[7]

＜表４＞　特殊教育対象児の現状

区分			特殊学校	通常学校		合計
				特殊学級	通常学級	
学生数	障害種類別	視覚障害	1,460	313	330	2,103
		聴覚障害	1,229	795	1,049	3,073
		知的障害	15,921	21,360	2,941	40,222
		身体障害	3,111	3,334	2,343	8,788
		情緒障害	1,547	5,121	1,013	7,681
		言語障害	108	544	574	1,226
		学習障害	7	5,900	847	6,754
		健康障害	17	490	1,130	1,637
		計	23,400	37,857	10,227	71,484
	課程別	幼稚園	976	634	1,626	3,236
		小学校	7,458	22,887	3,629	33,974
		中学校	6,346	8,379	2,108	16,833
		高等学校	6,865	5,957	2,864	15,686
		専攻科	1,755			1,755
		計	23,400	37,857	10,227	71,484
学校数			149	4,971	4,790	9,910
学級数			3,488	6,352	8,918	18,758
特殊学校（学級）教員数			6,465	6,700		13,165
特殊教育補助教員配置数			1,775	4,464	614	6,853

韓国教育科学技術部「2008特殊教育年次報告書」[6]

は 89,051人であり、そのうち、特殊教育対象学生（特殊教育が必要な学生の中、特殊教育対象者として選定され特殊学校、通常学校の特殊学級や通常学級で特殊教育を受けている学生）は71,484人、就学特殊教育要求学生（特殊教育が必要な学生のなか、現在幼稚園・小・中・高等学校に在学しているが特殊教育対象者に選定されていないため特殊教育を受けていない学生）は 6,280人、未就学特殊教育要求学生（満２歳－18歳の登録障害児であり、特殊教育が必要だが現在学校に通っていない学生）は 11,287人である。

2008年現在、全国 149校の特殊学校で 23,400人の障害児が特殊教育を受けており、特殊学級で37,857人、通常学級では10,227人が教育を受けている。障害領域別の特殊教育学生の現状をみると、知的障害が40,222人で最も多く、次いで身体障害8,788人、情緒障害（自閉症を含む） 7,681人、学習障害6,754人、聴覚障害 3,073人、視覚障害2,103人、健康障害1,6372人、言語障害 1,226人である（表４）。

149校の特殊学校は、特殊教育創始期の1962年の10校と比べると約14倍、「特殊教育振興法」の制定直後の1979年の53校と比較して約2.8倍増加している。また、2007年度特殊学校現況より、学校数は５校増加し、特殊学校のクラス数は599増加、教員数は916人が増員された。特殊学校の状況をみると、設立別としては私立への依存度が高く、障害領域別では知的障害学校が多い（表５）。障害領域別で区分すると、視覚障害学校 12校、聴覚障害学校18校，知的障害学校93校、身体障害学校19校，情緒障害学校７校で、知的障害学校が全体の62.4％で最も多い。また、ソウル市29学校、京機都に26学校等、特殊学校の地域差が現われており、これによって特殊教育を必要とする障害児に適切な就学機会を提供できない問題が生じている。

また、年を追うごとに、通常学校（通常学級と特殊学級）の配置学生数は増加しており、2004年度57.1％から2008年度には67.3％になっている。また、通常学級の学生数も共に増加しており、2004年度3,610人から2008年度には10,227人になっている（表６）。

＜表５＞　特殊学校の現状

区　分	視覚障害	聴覚障害	知的障害	身体障害	情緒障害	合　計
国　立	1	1	1	1	1	5
公　立	2	4	41	6	1	54
私　立	9	13	51	12	5	90
合　計	12	18	93	19	7	149

韓国教育科学技術部ホームページ[4)]

＜表６＞　年度別特殊教育学生の配置

年　度	特殊学校	通常学校（通常学級）	合　計
2004	23,762 (42.9)	31,612（3,610） (57.1)	55,374 (100)
2005	23,449 (40.2)	34,913（5,110） (59.8)	58,362 (100)
2006	23,291 (37.2)	39,247（6,741） (62.8)	62,538 (100)
2007	22,963 (34.8)	42,977（7,637） (65.2)	65,940 (100)
2008	23,400 (32.7)	48,084（10,227） (67.3)	71,484 (100)

韓国教育科学技術部「2008特殊教育年次報告書」[6)]

一方、巡回教育に関しては、「障害者等に関する特殊教育法」第25条に規定されており、重度の障害のため長・短期の欠席が不可避な特殊教育対象者や、移動問題や運動機能の障害のため学校で教育を受けることが不可能であり、福祉施設、医療機関または家庭等にいる特殊教育対象者の教育のためには巡回教育を実施している。2008年現在、特殊学校の場合、家庭442人、施設502人、病院55人の計999人の子どもを対象に、巡回クラス（訪問教育）141、派遣クラス（病院、施設などでクラスを運営）83、計224クラスを設置し、そこで216人の教員が巡回教育を行っている。また、特殊学級の場合は、家庭、施設、病院、通常学校等の2,287人の子どもを対象に、巡回クラス 296、派遣クラス 139を運営している。

特殊教育支援センターに関しては、教育委員長は特殊教育対象者の早期発見、診断評価、情報提供、特殊教育研修、教授学習活動の支援、特殊教育関連サービス支援、巡回教育等を担当する特殊教育支援センターを下級教育行政機関別に設置運営するように規定している。また、特殊教育支援センターは下級教育行政機関や特殊学校、特殊学級が設置された一般小・中・高等学校、または管轄地域の官公庁（障害者福祉館を含む）等特殊教育対象者をはじめとする地域住民の利用を配慮して設置するようになっている。2008年８月現在、180校すべての地域教育庁に特殊教育支援センターを設置・運営しており、特殊教育支援センターの専門家としては特殊教育教師209人、治療教育教師258人が働いている。

Ⅳ. 韓国における障害児の就学前教育・保育

韓国における障害幼児の教育は、1994年の「特殊教育振興法」の改正により幼稚園課程を無償教育とし、国と地方自治体は早期特殊教育政策を行うように規定され、同法のなかで初めて障害幼児の就学前教育に関する法的な根拠が設けられた。これをきっかけに、障害幼児における教育機会の拡大や教育機関の拡充、質的な向上への取り組みが始まった。その後2008年の「障害者等に関する特殊教育法」が制定され、特殊教育支援対象者の幼稚園課程の義務教育化と満３歳未満の障害児に対する早期発見のための検査の実施、無償教育を提供するようになった。現在、満３－５歳の幼児を対象に、幼児特殊学校、特殊学校幼稚部、幼稚園の特殊学級、幼稚園の一般学級の教育機関において教育が行われている。

一方、障害児保育は、1991年に乳幼児保育法が制定され、1996年に障害児の保育方針が決定、1997年には障害児専門保育施設の運営基準が設けられ、障害児保育への取り組みが開始された[8]。現在、障害児専門保育園と障害児統合保育園において保育が行われている。このように障害幼児に対する教育と保育の法的整備から、これらの教育機関や保育園等の施設を利用する子どもの数は増加しておりそのニーズも多様化しているが、小・中・高の特殊教育と比較し、さまざまな理由から普及、拡大が遅れていることも事実であり、無償の公教育が十分に活かされていない状況である。韓国教育科学技術部の「2008特殊教育年次報告書」[6]によると、2008年４月現在、韓国における幼児特殊教育機関は、幼稚部課程のみ運営している特殊学校（幼児特殊学校）が９校54学級、特殊学校の幼稚部が120学校の266学級、幼稚園特殊学級150校174学級である。幼児特殊教育を受けている障害児は幼稚特殊学校246人、特殊学校の幼稚部976人、幼稚園特殊学級634人、幼稚園一般学級1,626人の合計3,482人で、2007年度に比べて 357人減少している（表７）。

一方、満２歳から５歳までの登録障害児7,123人のうち、特殊教育機関（幼稚園等）で特殊教育を受けている子どもは1,737人（24.4%）であり、小学校（89.0%）の1/3に留まっている。残りの

＜表７＞　幼児特殊教育機関の在籍児数

区分	幼稚園課程特殊学校	特殊学校幼稚部	幼稚園特殊学級	幼稚園一般学級	計
人数	246	976	634	1,626	3,482

韓国教育科学技術部「2008特殊教育年次報告書」[6]

75.6％の子どもの半分は、一般の保育園に通っており、半分は何の教育も受けていない状況である。未就学または就学猶予理由としては、障害の重さ、幼稚園や保育園からの拒絶、通学可能な教育機関の不在等であり、障害のある乳幼児に対する教育や保育に課題は多い。また、保育においても同様であり、保健福祉家族部（日本の厚生労働省に相当）の「全国特殊保育施設の現状」(2008)[9]によれば、2008年障害児における保育支援対象者は１万7000人だったが、そのうち 5,889人（35％）が障害児専門保育園、3,513人が 障害児統合保育園に通っている。残り約7500人（45％）は、一般保育園に通いながら特殊教育教員や障害児担当保育士がいないため適切な支援を受けられない状況である（表８）。

これらの問題を背景として、2008年に「障害者等に関する特殊教育法」では、特殊教育対象者の幼稚園課程の義務教育制を導入しており、特殊教育対象幼児の選択権を尊重し、私立幼稚園、保育園でも義務教育を受けることができるように教育機関と保育園との連携体制を構築している。年次別実施内容をみると、2010年度には満５歳以上の幼稚園課程、2011年度には満４歳以上の幼稚園課程、2012年度には満３歳以上の幼稚園課程の義務教育が実施される。さらに、満３才未満の障害乳幼児の保護者は早期教育が必要な場合、各地域の教育長に教育を要求することができるようになり、特殊教育支援センターでの診断評価を基礎に、特殊学校の幼稚園課程、保育園、特殊教育支援センターの障害乳幼児教室に通園が可能になった。これらを円滑に実施するために、障害乳幼児に関する実態やニーズ把握のための調査が現在行われており、障害乳幼児の保育を担当する担当保育士養成、障害乳幼児クラス増加に関する計画が進んでいる状況である。これらの整備と共に、2010年からは満３歳未満の障害乳幼児に対する無償教育支援が実現される見込みである。

このように2008年「障害者等に関する特殊教育法」の制定から、障害幼児を受け入れる体制や障害児保育に関する制度が整備されつつあるが、今後、障害乳幼児に対する教育権を確保するためには、いくつかの課題が残されている。まず、満５歳未満の障害乳幼児に関する正確な実態把握が必要である。現在の実態把握は、登録障害児の数からの統計、幼稚園に就学している障害児からの統計、保育園に通っている障害児からの統計等統合的で確実な数値ではないため困難が多い。また、実態把握と共に重要なことは、適切な診断及び手続きのための制度の定着である。韓国は日本のように１歳半児健診や３歳児健診の制度がないため、親の理解がないと早期発見が難しい状況である。障害の早期発見から早期教育までの総合的なシステム整備が必要である。この際、健診対象児を拡大し、重度の障害だけではなく軽度の障害児に対しても教育がきちんと提供されることが望ましい。また、韓国は日本と同様、乳幼児の保育は保健福祉家族部（厚生労働省）の所管であり、障害乳幼児に対する特殊教育は教育科学技術部（文部科学省）が担当している。障害乳幼児時の保育の場合、障害統合保育を実施している国公立保育園の数が少なく、保育施設に配置される特殊教師も障害児９名当り１人で、幼稚園の障害児４名当り１人に比べると、特殊教育支援が劣悪であることが推測できる。多くの子どもが幼稚園より保育園に通っていることから、保育園における特殊教育的支援の拡大が必要である。したがって、障害乳幼児の早期発見と早期教育のためには、保健福祉家族部、教育科学技術部の両者にまたがる領域を包括する連携、協力システムを構築することが重要である。

＜表８＞　障害児専門保育園と障害児統合保育園の現状

区分	施設数	子ども数	保育士	特殊教師
障害児専門保育園	159	5,889	1,345	675
障害児統合保育園	768	3,513	1,062	315
計	927	9,402	2,407	990

保健福祉家族部「全国特殊保育施設の現状」(2008)[9]

V．おわりに

本稿では，韓国における特殊教育の関連法と現状を概観し、新しい制度として義務教育になった障害幼児に対する教育と保育について取り上げた。韓国の特殊教育は、1977年に制定された「特殊教育振興法」の改訂を繰り返し、2008年度からはこれまでの「特殊教育振興法」に代わって「障害者等に関する特殊教育法」が施行されている。現在進められている政策推進の柱は、特殊教育支援対象者の幼稚園・小・中・高等学校全課程の義務教育化、満３歳児を対象としての障害の早期発見、診断のための検査を実施し、無償教育を提供すること、特殊教育対象者に対する高等教育機関での支援および特殊教育支援対象成人に対する生涯教育支援、特殊教育支援センターの設置・運営等があげられる。

一方、障害乳幼児の教育や保育に関しては、今度の法律の改正から、義務教育と無償教育、また早期発見・早期教育についての具体的な支援内容が提示されるようになっているが、これらを構築するための課題も残されている。障害児における幼児期の教育や訓練は、その後の障害の状態への改善に大きく資することが明らかになっていることから、障害乳幼児に対する教育や保育に関する新しいシステムの整備が必要とされる。今後、障害乳幼児に対する新たな特殊教育支援の取組みが推し進められることを期待する。

引用文献

1）Kim Jung-Hee（2009）「日本特別支援教育の内容と示唆点」比較教育研究、19-1、189-209.

2）Lee Soo-Hｙun（2008）「幼児特殊教育」学志社.

3）滝川国芳・西牧謙吾（2008）「韓国における特殊教育と健康障害教育の動向」 世界の特別支援教育、Vol.22、79-86.

4）韓国教育科学技術部（2008）「障害者等に関する特殊教育法」 http;//www.mest.go.kr

5）Ryu Hyun-Guk（2009）「韓国障害者の特殊教育法改正の概要」 筑波技術大学テクノレポート、Vol.16、102-107.

6）韓国教育科学技術部（2008）「2008特殊教育年次報告書」

7）韓国国立特殊教育院（2008）「2008年度特殊教育実態調査」

8）Lee Chang-Me（2003）「障害児無償保育政策の背景と今後の計画」国立特殊教育院、79-83.

9）韓国保健福祉家族部（2008）「全国特殊保育施設の現状」